

府 食 第 195 号  
令和 7 年 3 月 19 日

農林水産大臣  
江藤 拓 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

### 食品健康影響評価について（回答）

令和 6 年 12 月 4 日付け 6 消安第 4123 号（以下「通知」という。）により貴省から当委員会に対し意見を求められた牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料<sup>※1</sup>を使用して生産された肥料（以下「牛等由来肥料」という。）に係る普通肥料の公定規格等の一部変更に関し、肥料生産業者が実施する原料加工措置又は摂取防止措置といった従来の管理措置等を不要としたとしても、下記に示す理由から、牛等の特定部位等<sup>※2</sup>の肥料への混入防止及び牛等由来肥料の牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取防止の確実な実施を前提とする限りにおいては、当該肥料が人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

本回答は、通知別紙の 2 に記載されている措置及び対策が確実に実施されることを前提としていることから、その遵守状況については、随時、当委員会へ報告されたい。

### 記

1. 牛等由来肥料の原料となる牛等の部位については、牛等の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用に係る「食品健康影響評価について（回答）」（平成 25 年 4 月 8 日府食第 276 号）及び「食品健康影響評価について（回答）」（令和元年 6 月 25 日府食第 138 号）に記載のとおりであり、これらを覆す新たな知見はない。
2. 通知別紙の 2 の（1）から（4）までに記載の措置がこれまでと同様に遵守されること及び同別紙の 2 に記載の畜産農家等に対する対策が適切に運用されることを前提とすれば、今回の変更が現行の飼料規制等の BSE 発生リスク低減効果に影響を及ぼすとは考え難い。

※1 肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（1000℃以上で灰化処理されたものを除く。）、血粉、乾燥血漿、その他の血液製品、加水分解たん白、蹄粉、角粉、皮粉、魚粉（製造工場において魚粉以外の動物性たん白を使用しないことが確認されたものを除く。）、羽毛粉、獣脂かす、第 2 リン酸カルシウム（動物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。）又はゼラチン・コラーゲン（皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。）等及びこれらを成分とした肥料となる可能性があるもの。

※<sup>2</sup> 特定部位等とは、牛等の部位（牛の扁桃及び回腸並びに月齢が三十月を超える牛の頭部及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊の頭部及び脊髄）、牛（月齢が三十月以下の牛を除く。）の脊柱及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経していない牛等の部位をいう。